

産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第27地割12番地2

氏名 株式会社ミナミ 代表取締役 南 由香

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 平成29年 3月 5日

許可の有効年月日 令和 4年 3月 4日

1. 事業の範囲

- (1) 中間処理（固化処理）
取扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
・汚泥（無機性汚泥に限る。）
以下余白
- (2) 中間処理（造粒固化処理）
取扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
・汚泥（無機性汚泥に限る。）
以下余白
- (3) 中間処理（破碎処理）
取扱う産業廃棄物
・木くず
・がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）
以下余白
- (4) 中間処理（移動式造粒固化施設による造粒固化処理）
取扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
・汚泥（無機性汚泥に限る。）
以下余白
- (5) 中間処理（移動式破碎施設による破碎処理）
取扱う産業廃棄物
・木くず
・がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）
以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 固化施設
- | | |
|-----------|----------------------------------|
| ア 設置場所 | 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1 |
| イ 設置年月日 | 平成22年1月30日 |
| ウ 処理能力 | 汚泥（無機性汚泥に限る。） 157.6t/日（19.7t/時間） |
| エ 設置許可年月日 | —（設置許可対象外施設） |
| オ 設置許可番号 | —（設置許可対象外施設） |
| カ 保管施設 | 別表のとおり |
- (2) 造粒固化施設
- | | |
|--------|--|
| ア 設置場所 | |
|--------|--|

(以下、裏面記載)

・ (固定式)	岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1
・ (移動式)	盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1)
イ 設置年月日	平成19年11月10日
ウ 処理能力	汚泥 (無機性汚泥に限る。) 234t/日 (29.25t/時間)
エ 設置許可年月日	— (設置許可対象外施設)
オ 設置許可番号	— (設置許可対象外施設)
カ 保管施設	別表のとおり
(3) 破碎施設Ⅰ	
ア 設置場所	
・ (固定式)	岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1
・ (移動式)	盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1)
イ 設置年月日	平成18年6月29日
ウ 処理能力	木くず 152t/日 (19t/時間)
エ 設置許可年月日	平成27年12月28日
オ 設置許可番号	第215082-11号
カ 保管施設	別表のとおり
(4) 破碎施設Ⅱ	
ア 設置場所	
・ (固定式)	岩手県九戸郡軽米町大字山内第6地割字和道地向208番110
・ (移動式)	盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県九戸郡軽米町大字山内第6地割字和道地向208番110)
イ 設置年月日	平成13年1月23日
ウ 処理能力	がれき類 (アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。) 3200t/日 (400t/時間)
エ 設置許可年月日	平成14年6月13日
オ 設置許可番号	資循第24-111号
カ 保管施設	別表のとおり
(5) 破碎施設Ⅲ	
ア 設置場所	
・ (固定式)	岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1
・ (移動式)	盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1)
イ 設置年月日	平成23年4月6日
ウ 処理能力	木くず 453.2t/日 (56.65t/時間)
エ 設置許可年月日	平成27年12月28日
オ 設置許可番号	第215082-12号
カ 保管施設	別表のとおり
(6) 破碎施設Ⅴ	
ア 設置場所	
・ (固定式)	岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番及び盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1)
・ (移動式)	盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番及び盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1))
イ 設置年月日	平成31年1月16日
ウ 処理能力	木くず 209.6t/日 (26.2t/時間)
エ 設置許可年月日	平成30年12月19日
オ 設置許可番号	第118082-10号
(7) 破碎施設Ⅵ	
ア 設置場所	
・ (固定式)	岩手県久慈市小久慈町第67地割38番109及び盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県久慈市小久慈町第67地割38番109)
・ (移動式)	盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県久慈市小久慈町第67地割38番109及び盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県久慈市小久慈町第67地割38番109))
イ 設置年月日	平成31年2月27日
ウ 処理能力	がれき類 (アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。)

(以下、2枚目記載)



- エ 設置許可年月日 平成31年2月8日
 オ 設置許可番号 第118082-12号
 (8) 移動式破碎施設
 ア 設置場所 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場(駐機場:岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1)
 イ 設置年月日 平成28年1月15日
 ウ 処理能力 木くず 181.44t/日 (22.68t/時間)
 エ 設置許可年月日 平成27年12月18日
 オ 設置許可番号 第115082-10号
 以下余白

3. 許可の条件

移動式破碎施設による破碎処理を行う場合には次によること。

- (1) 日曜日及びその他の休日は作業を行わないこと。
- (2) 午後7時から翌日の午前7時までの間は作業を行わないこと。
- (3) 敷地境界における騒音の大きさを85デシベル以下とすること。
- (4) 敷地境界における振動の大きさを75デシベル以下とすること。
- (5) 粉じんの発生を防止するため、散水等所要の措置を講ずること。
- (6) コンクリート粉じんを原因とする強アルカリ排水の発生を防止するため、必要な措置を講ずること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成9年3月5日 当初許可
 平成9年10月20日 変更届出書受理(事業の範囲にがれき類(アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。)の中間処理(破碎処理)を追加したこと。)
 平成11年2月1日 事業範囲の変更許可(事業の範囲に木くずの中間処理(移動式破碎施設による破碎処理)を追加したこと。)
 平成14年3月5日 変更届出書受理(破碎施設を変更したこと。)
 平成14年3月5日 更新許可
 平成16年3月5日 変更届出書受理(代表者を南勉から変更したこと。)
 平成17年8月17日 事業範囲の変更許可(事業の範囲に汚泥(無機性汚泥に限る。)の中間処理(移動式造粒固化施設による造粒固化処理)を追加したこと。)
 平成18年7月4日 変更届出書受理(移動式破碎施設Ⅰの駐機場を岩手県九戸郡軽米町大字山内第6地割字和道地向208番110から変更したこと。)
 平成18年8月24日 事業範囲の変更許可(事業の範囲に木くずの中間処理(破碎処理)を追加したこと。)
 平成19年3月5日 更新許可
 平成19年3月26日 変更届出書受理(移動式造粒固化施設の駐機場を岩手県九戸郡軽米町大字晴山第27地割12番2から変更したこと。)
 平成19年4月5日 変更届出書受理(破碎施設Ⅱの設置場所及び駐機場を岩手県九戸郡軽米町大字山内第6地割字和道地向208番110から変更したこと。)
 平成20年3月6日 事業範囲の変更許可(事業の範囲に汚泥(無機性汚泥に限る。)の中間処理(造粒固化処理)を追加したこと。)
 平成22年3月19日 事業範囲の変更許可(事業の範囲に汚泥(無機性汚泥に限る。)の中間処理(固化処理)を追加したこと。)
 平成23年5月11日 変更届出書受理
 (1) 破碎施設Ⅲ(固定式・移動式)を追加したこと。
 (2) 保管施設に係る保管容量等を変更したこと。
 平成23年10月24日 変更届出書受理(移動式破碎施設を追加したこと。)
 平成24年2月24日 事業範囲の変更許可(中間処理(移動式破碎施設による破碎処理)に係るもの)
 (1) 事業の範囲に廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず(厚さ0.3mm以下のものに限る。)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(ガラスくず及び陶磁器くずに限る。)を追加したこと。

(以下、裏面記載)

(2) がれき類について、「アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。」とする限定を解除したこと。(移動式破碎施設(6)にがれき類(アスファルト廃材及びコンクリート廃材を除く。)を追加したこと。)

平成24年 3月 5日 更新許可
平成24年12月25日 変更届出書受理

(1) 事業の範囲から廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず(厚さ0.3mm以下のものに限る。)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(ガラスくず及び陶磁器くずに限る。)の中間処理(移動式破碎施設による破碎処理)を削除したこと。
(2) がれき類について、「アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。」と限定したこと。

平成28年 1月28日 変更届出書受理

(1) 破碎施設Ⅳ(固定式・移動式)を追加したこと。
(2) 保管施設の概要を変更したこと。

平成28年 2月 5日 変更届出書受理

(1) 移動式破碎施設を追加したこと。
(2) 破碎施設Ⅰ及びⅢの前処理一次破碎施設として移動破碎施設を追加したこと(破碎施設Ⅰ及びⅢの固定場所での作業を含む。)

平成29年 3月 5日 更新許可
平成31年 1月28日 変更届出書受理(破碎施設Ⅴを追加したこと。)
平成31年 3月20日 変更届出書受理(破碎施設Ⅵを追加したこと。)
令和 2年 2月13日 変更届出書受理(破碎施設Ⅳを廃止したこと。)

以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白



別表（保管施設の概要）

1 固化施設に関するもの

所在地：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分後の保管	製品	—	300.37	319.45	—	屋外保管(造粒固化施設に係る保管場所と兼用)

2 造粒固化施設に関するもの

所在地：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	汚泥(無機性汚泥に限る。)	—	50.09	172.35	258.53	屋内保管
処分後の保管	製品	—	300.37	319.45	—	屋外保管(固化施設に係る保管場所と兼用)

3 破碎施設Ⅰ、Ⅲ及びⅤに関するもの(破碎施設Ⅰ、Ⅲ及びⅤで兼用)

所在地：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	抜根材	1.8	1,039.8	1,156.4	578.2	屋外保管、 床面再生ア スファルト 舗装(厚さ 10cm)
	建築解体木くず	1.8	149.3	69.2	34.6	
処分後の保管	抜根材破碎物	—	1,242.3	1,613.9	484.2	屋外保管、 床面再生ア スファルト 舗装(厚さ 10cm)
	建築解体木くず 破碎物	—	394.8	357.5	107.3	

(以下、裏面記載)



4 破碎施設Ⅱに関するもの

所在地：岩手県九戸郡軽米町大字山内第6地割字和道地向208番110

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	がれき類(アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。)	5.6	275.95	630	1,480	屋外保管
処分後の保管	がれき類(アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。)	5.6	657.05	1,500	—	屋外保管

5 破碎施設Ⅵに関するもの

所在地：岩手県久慈市小久慈町第67地割38番109

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	がれき類①(アスファルト廃材又はコンクリート廃材)	4.0	98.1	157.20	232.656	屋外保管
	がれき類②(アスファルト廃材又はコンクリート廃材)	4.0	61.04	154.739	229.01	屋外保管
処分後の保管	がれき類①(アスファルト廃材又はコンクリート廃材)	4.0	61.04	154.739	229.01	屋外保管
	がれき類②(アスファルト廃材又はコンクリート廃材)	4.0	61.04	154.739	229.01	屋外保管

以下余白

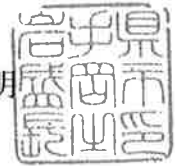
産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第27地割12番地2

氏名 株式会社ミナミ 代表取締役 南 由香

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

盛岡市長 谷 藤 裕 明



許可の年月日 平成29年 3月 5日

許可の有効年月日 平成34年 3月 4日

1. 事業の範囲

- (1) 中間処理（移動式造粒固化施設による造粒固化処理）
取扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
・汚泥（無機性汚泥に限る。）

以下余白

- (2) 中間処理（移動式破碎施設による破碎処理）
取扱う産業廃棄物
・木くず
・がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）

以下余白

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 移動式造粒固化施設

- ア 設置場所 排出事業場（駐機場：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1）
イ 設置年月日 平成19年11月10日
ウ 処理能力 234t/日（29.25t/時間）
エ 設置許可年月日 -（設置許可対象外施設）
オ 設置許可番号 -（設置許可対象外施設）

(2) 移動式破碎施設Ⅰ

- ア 設置場所 排出事業場（駐機場：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1）
イ 設置年月日 平成18年6月29日
ウ 処理能力 木くず 152t/日（19t/時間）
エ 設置許可年月日 平成18年3月17日
オ 設置許可番号 第105082-23号

(3) 移動式破碎施設Ⅱ

- ア 設置場所 排出事業場（駐機場：岩手県九戸郡軽米町大字山内第6地割字和堂地向208番110）
イ 設置年月日 平成13年1月23日
ウ 処理能力 がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）
3200t/日（400t/時間）
エ 設置許可年月日 平成14年6月13日
オ 設置許可番号 資循第24-111号

(以下、裏面記載)

(4) 移動式破碎施設Ⅲ

ア 設置場所 排出事業場（駐機場：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎5
1番1）
イ 設置年月日 平成24年2月27日
ウ 処理能力 木くず 453.2t/日
エ 設置許可年月日 平成24年2月27日
オ 設置許可番号 23盛廃第517-3号
以下余白

3. 許可の条件

移動式破碎施設による破碎処理を行う場合には次によること。

- (1) 日曜日及びその他の休日は作業を行わないこと。
- (2) 午後7時から翌日の午前7時までの間は作業を行わないこと。
- (3) 敷地境界における騒音の大きさを85デシベル以下とすること。
- (4) 敷地境界における振動の大きさを75デシベル以下とすること。
- (5) 粉じんの発生を防止するため、散水等所要の措置を講ずること。
- (6) コンクリート粉じんを原因とする強アルカリ排水の発生を防止するため、必要な措置を講ずること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 9年 3月 5日 当初許可
平成19年 3月 5日 更新許可
平成20年 3月 6日 変更許可
平成24年 3月 5日 更新許可
平成29年 3月 5日 更新許可
平成29年 3月14日 変更届出書受理（木くずの移動式破碎施設を1施設追加したこと。）
以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白

産業廃棄物処分業許可証

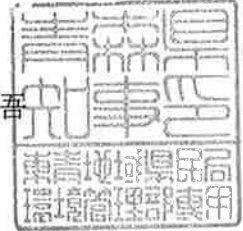
岩手県九戸郡軽米町大字晴山第27地割12番地2

株式会社ミナミ

代表取締役 南 由香

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 三村 申吾



許可の年月日 平成29年8月1日

許可の有効年月日 平成34年6月20日

1. 事業の範囲

事業の区分	取り扱う産業廃棄物の種類
中間処理 破砕	木くず がれき類

これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	設置場所	処理能力	設置年月日
			許可年月日
			許可番号
木くずの破砕施設 (移動式) [HC2400AT]	青森市及び八戸市を除く青森県内一円（ただし、騒音規制法に基づく第1種区域を除いた地域で、敷地境界から20m以上離れた場所に限る。） 駐機場：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1	152t/日（8時間稼働） 19t/時間	平成18年10月1日
			平成18年9月29日
			18-8の2-6
木くずの破砕施設 (移動式) [TG540TX]	青森市及び八戸市を除く青森県内一円（ただし、騒音規制法に基づく第1種騒音規制区域及び第2種騒音規制区域以外の地域であって敷地境界から40m以上離れた排出現場に限り。） 駐機場：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1	228.8t/日（8時間稼働） 28.6t/時間	平成23年4月6日
			平成22年6月7日
			22-8の2-2
がれき類の破砕施設 (移動式) [LT105]	青森市及び八戸市を除く青森県内一円（ただし、騒音規制法に基づく第1種区域を除いた地域で、敷地境界から22m以上離れた場所に限る。） 駐機場：岩手県九戸郡軽米町大字山内第6地割字和堂地向208番110	3,200t/日（8時間稼働） 400t/時間	平成18年10月1日
			平成18年9月29日
			18-8の2-5

3. 許可の条件

施設の稼働時間は、午前8時から午後5時までのうち8時間に限る。

(裏面に続く)

(裏面)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年6月21日	新規許可
平成23年9月29日	書換え
平成24年7月27日	書換え
平成24年7月27日	更新許可
平成29年8月1日	更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

産業廃棄物処分業許可証

住 所 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第27地割12番地2

氏 名 株式会社ミナミ

代表取締役 南 由香

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許 可 の 年 月 日 平成29年1月10日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和4年1月9日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

破砕（移動式）施設による中間処理

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物を含む」場合はその旨を記載する）

ア 木くず

以上1品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1（駐機場所）

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

3. 許可の条件

別記2のとおり

4. 許可の更新又は変更の状況

平成24年1月10日 新規許可

平成29年1月10日 更新許可

平成31年4月8日 変更届出（事業の用に供する施設の変更、破砕施設（許可番号 館福環
- 3390）の追加）

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 存・無

以下余白

別記1

(1) 中間処理は(2)の場所で行うこと(移動式の中間処理施設等を除く。)

(2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類、設置年月日、 許可年月日及び許可番号	処理能力	数量	所在地(移動式にあつては駐機場)
破碎(移動式) (木くず) (平成23年4月6日 設置) (平成22年11月17日 許可) (許可番号 館福環-3278)	453.2 t/日	1	岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12 地割字岩崎51番1 (駐機場所)
破碎(移動式) (木くず) (平成31年4月1日 設置) (平成31年2月19日 許可) (許可番号 館福環-3390)	209.6 t/日	1	

別記2

移動式の破碎処理については、発生事業場内で行うこと。

産業廃棄物処分業許可証

住 所 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第27地割12番地2
氏 名 株式会社ミナミ
代表取締役 南 由香
〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日 平成31年4月26日
許可の有効年月日 平成36年4月25日

- 事業の範囲
事業の区分 中間処分—破碎（移動式）
産業廃棄物の種類
（1） 中間処分（破碎（移動式））
木くず 以上1種類
（以下余白）
- 事業の用に供するすべての施設
施設の種類 中間処分—破碎施設（移動式）
HG4000TXII
設置場所 処理の実施場所：仙台市を除く宮城県内一円（排出現場等に限る。）
駐機場：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1
許可年月日 平成31年1月30日
設置年月日 平成31年1月30日
許可番号 10-93-0
処理能力 木くず 209.6トン/日（26.2トン/時間 8時間稼働）
- 許可の条件
なし
- 許可の更新又は変更の状況
平成31年4月22日許可
- 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第27地割12番地2

氏名 株式会社ミナミ 代表取締役 南 由香

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

県北広域振興局長 八重樫 一洋



許可の年月日 平成29年 2月27日

許可の有効年月日 平成34年 2月26日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（自動車等破砕物であるものを除く。）

- ・廃プラスチック類
- ・木くず
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- ・がれき類

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 9年	2月10日	当初許可
平成14年	2月27日	更新許可
平成16年	3月 5日	変更届出書受理（代表者を南勉から変更したこと。）
平成19年	2月27日	更新許可
平成24年	2月27日	更新許可
平成29年	2月27日	更新許可

以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

以下余白

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白

産業廃棄物収集運搬業許可証

岩手県九戸郡軽米町大字晴山第27地割12番地2

株式会社ミナミ

代表取締役 南 由香

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 三 村 申 吾



許可の年月日 平成28年11月28日

許可の有効年月日 平成33年10月29日

1. 事業の範囲

積替え又は保管の有無
無し

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類 木くず ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類（これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当無し

3. 許可の条件

無し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年10月30日 新規許可
平成23年11月14日 更新許可
平成28年11月28日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無し

市名

—

許可番号

—

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無し

(以下余白)